

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」等の一部改正（案）
に関するパブリック・コメントの結果について

平成 25 年 12 月 10 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」等の一部改正（案）につきまして、平成 25 年 11 月 1 日から同年 11 月 18 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見（1 件、1 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりであります。

項番	意 見	考 え 方
1	「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正案のうち、Ⅱ． 6．（9）及び（10）を次のとおり修正することが適当と考えます。 （9）日本銀行又は株式会社日本証券クリアリング機構が記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。 （10）株式会社日本証券クリアリング機構（以下「J S C C」という。）が関係する取引のうち、国債の店頭取引の清算に係る取引であって、J S C C が記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。 （理由） 株式会社日本証券クリアリング機構（以	御意見のとおり、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の該当部分を修正いたします。

項番	意 見	考 え 方
	下「J S C C」という。)では、その清算対象取引である上場国債現物取引、国債先物取引及び国債店頭取引について、日本銀行金融ネットワークシステムを利用した国債D V P決済を行っており、これらの取引の決済に関しては、国債の即時グロス決済に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で示された市場慣行の趣旨や内容を踏まえつつ、J S C Cとして独自のルールを定めています。 一方、改正案では、ガイドラインの例外として扱うことがあり得る取引をJ S C Cの清算対象取引のうち国債店頭取引に限定しており、J S C Cの清算対象取引のうち上場国債現物取引及び国債先物取引は、原則どおりガイドラインに準拠すべき取引とされているかのように見えることから、上記のとおり取引を限定しない表現に修正すべきと考えます。	

以 上